

## 議第41号

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年 2月20日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例

京都市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第1号中「保健事業に要する費用の額」の右に「、法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する額及び同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金の2分の1に相当する額」を加え、同条第2号中「第72条の4」を「第72条の5」に、「その他」を「、法第81条の2第1項の規定による交付金その他」に改める。

第11条ただし書中「510,000円」を「520,000円」に改める。

第14条の3ただし書中「160,000円」を「170,000円」に改める。

第14条の9ただし書中「140,000円」を「160,000円」に改める。

第17条の2第1項各号列記以外の部分中「245,000円」を「260,000円」に改め、同条第2項中「450,000円」を「470,000円」に改める。

附則中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市国民健康保険条例の規定は、平成27年度

分の保険料から適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

#### 提案理由

保険料の賦課額のうち退職被保険者等以外の被保険者に係る基礎賦課総額の特例措置を恒久化する等の必要があるので提案する。